2　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3　法第四十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　判定の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項

三　建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項

四　判定の業務の実施の方法に関する事項

五　判定の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六　適合性判定員の選任及び解任に関する事項

七　判定の業務に関する秘密の保持に関する事項

八　適合性判定員の配置及び教育に関する事項

九　判定の業務の実施及び管理の体制に関する事項

十　財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　法第五十条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二　判定の業務に関する公正の確保に関する事項

十三　その他判定の業務の実施に関し必要な事項

4　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第三十条　法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三　申請に係る意思の決定を証する書類

四　申請者（法人にあっては、その役員）の氏名及び略歴を記載した書類

五　主要な株主の構成を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項（法第二十四条第一項の評価（以下単に「評価」という。）の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九　申請者が法第四十条第三号並びに第五十七条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一　評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十九条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二　その他参考となる事項を記載した書類

（評価の業務の実施基準）

第三十一条　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　評価は、評価の申請に係る書類をもって行うこと。

二　登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場合であって、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、評価を行わないこと。

三　評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

五　評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

（評価業務規程）

第三十二条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第十五による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　評価の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項

三　評価を行う建築物の種類その他評価の業務の範囲に関する事項

四　評価の業務の実施の方法に関する事項

五　評価の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六　評価員の選任及び解任に関する事項

七　評価の業務に関する秘密の保持に関する事項

八　評価員の配置及び教育に関する事項

九　評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項

十　財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二　評価の業務に関する公正の確保に関する事項

十三　その他評価の業務の実施に関し必要な事項

4　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第十一条から第三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

2　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第六項に次の一号を加える。

三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。